

# 市庁舎の整備方針をまとめた 「結城市庁舎整備基本構想」を策定しました

## 「結城市庁舎整備基本構想」とは？

第5次結城市総合計画に掲げた施策に基づき、現庁舎の課題や問題点を検証するとともに、将来の結城市を見据えたより良い市庁舎の整備に関する指針として、基本的な考え方を示したものです。

## ■策定の目的

現庁舎は、第1庁舎が昭和60年に改築され、第2庁舎は昭和47年に建設、西庁舎は平成3年に建設されています。中でも、最も古い第2庁舎は、建設後約42年が経過しており、いずれの庁舎も設備機器などを含め、老朽化やバリアフリー化、また災害時の防災拠点機能や庁舎機能などに課題があり、市民サービスの利便性が損なわれていることは否めません。こうしたことから、市庁舎の利便性や防災拠点機能の向上などを目的に、今後の市庁舎のあり方や整備方針を具体化することは重要なことと考え、策定したものです。

## ■これまでの策定経過

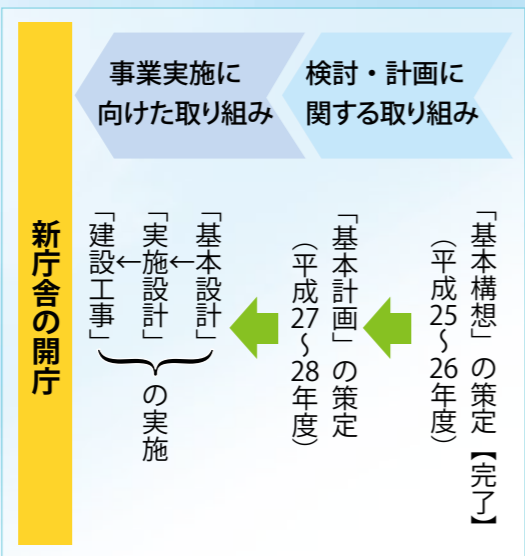
〔平成24～25年度〕  
庁内検討組織による検討と並行して、学識経験者や市内の各種代表者などで構成される「結城市庁舎建設検討協議会」を市長の諮問機関として設置し、必要な事項や提案について検討・協議を行い、総合的な意見を答申としてまとめ、市長へ提出しました。  
また、市民3,000人を対象とした市民アンケートを実施しました。市議会では、議員全員で構成する「結城市議会庁舎建設特別委員会」を設置し、この特別委員会において、「新庁舎は、重要な防災拠点、結城市の将来都市像として、可及的速やかに新築移転とする」との結論が決定されました。

## 〔平成26年度〕

平成24～25年度の作業で出された意見を熟慮したうえで、庁内検討組織により基本構想（案）を作成し、パブリックコメントや市議会報告などを経て、構想が決定しました。  
基本構想の全文は、市のホームページや図書館で閲覧できます。

## ■今後の予定

「基本構想」の策定にともない、平成27年度から「基本計画」の策定に着手します。基本計画は、庁舎の場所や施設の規模、敷地利用計画、概算事業などの建設計画や移転後の跡地利用計画などを、専門的見地から検討し、明らかにするものです。基本計画以降の作業プロセスは、次のとおりです。



整備の実施時期については、市議会や検討協議会から、財源の課題を解決することを前提として、可及的速やかにかつ計画的に実施するよう望まれています。  
市ではこうした意見を十分に踏まえ、計画的な財源の確保と慎重な作業進行を念頭に、速やかな市庁舎整備を目指します。

●問合せ 市企画政策課 ☎ 34・0437

## 基本構想のイメージ

### 基本目標①

#### 市民が使いやすく人にやさしい庁舎

市庁舎は、市民誰もが便利に利用でき、わかりやすく、快適で利便性の高いサービスを受けられることが重要です。  
また、ICT化（情報通信技術）が進むと、市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることなども想定されるため、行政情報や個人情報などが安全に守られるようセキュリティに配慮し、庁舎内のOA機器の保管・管理が行える施設であるとともに、将来の変化に対応できる柔軟な施設であることが必要です。

### 基本目標②

#### 防災拠点施設として安全で安心な庁舎

市庁舎は、大規模災害が発生した際には、救助や復旧等に関する検討・指示、情報収集や市民への伝達などを行う災害対策本部が設置されます。そのため、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、救助や救援体制が整えられる防災拠点として、安全性の確保や、迅速に対応するための機能が必要です。

### 基本目標③

#### 環境に配慮し、経済性に優れた庁舎

市庁舎は、長年にわたり使用する施設であり、光熱水費や通信費など通常の経費のほか、補修や改修の経費も発生します。これからの市庁舎には、省エネルギー化や環境に優しい施設設計が求められ、これらは経済性や市庁舎を利用する市民や職員にとっての快適さにも通じるものと考えます。

## 基本理念 【市庁舎の理想像】

市庁舎は、市の中核施設として、市民、議会、行政が一体となった市政運営やまちづくりを通じ、市が掲げる将来都市像『みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城』を具現化するための拠点となる施設となることを「市庁舎の基本理念」とします。

### 基本目標⑤

#### 市やまちづくりのシンボルとして、市民が誇りを持てる庁舎

市庁舎は市のシンボル、まちづくりの中核施設として、市民以外の方も来庁します。市民が誇れる施設であるとともに、観光情報や行政情報を市民以外の方が簡単に入手できる配慮が必要です。  
また、周辺の景観や沿道環境に配慮した施設であることが重要です。

### 基本目標④

#### 人々が集い市民に開かれた庁舎

様々な市民が集まる市庁舎では、行政手続きや行政情報の提示だけでなく、市民や団体などの活動に係る情報や交流などが行えれば、市民活動を促し、市が掲げる協働のまちづくりの活性化が期待できます。

## 整備方針（ポイント）

- |        |        |        |          |
|--------|--------|--------|----------|
| 整備方針 1 | 整備手法   | 整備方針 4 | 費用及び財源   |
| 整備方針 2 | 規模     | 整備方針 5 | 跡地利用     |
| 整備方針 3 | 位置（場所） | 整備方針 6 | 留意点（注意点） |

